

阪南市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

行政における雇用・労働施策の充実・強化は非常に重要であると認識しており、昨年度、市民に対して雇用・労働関係部署を明確にするため、課名を「商工観光課」から「商工労働観光課」に変更し、種々の施策展開を図っているところです。

今後は、関係機関等との連携強化はもとより産業施策（企業誘致促進施策等）との融合を図りながら、さらなる雇用・労働行政の充実・強化に努めていきたいと考えています。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

大阪の雇用状況の改善に向け、本市「就労支援計画」を柱としてさらなる雇用・就労施策の充実・強化に努めるとともに、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携を図りながら、雇用確保及び雇用創出の推進に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

地域就労支援事業につきましては、補助金の交付金化に伴い事業の内容が後退することのないよう努めるとともに、交付金化のメリット（市町村の自主性・創意工夫）を生かした取り組みを推進していきたいと考えています。

また、一人でも多くの相談者を雇用・就労に結びつけるため、大阪府をはじめ圏域で設置されている南大阪サポートステーションや泉州南障害者就業・生活支援センター等、関係各課・機関との連携強化を図っていきます。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

新たに施行された労働関係の法令につきましては、窓口・広報誌・ホームページ等の様々な媒体を活用し周知を図るとともに、商工会等関係機関と連携を図り、市内企業に対する啓発に努めていきたいと考えています。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

入札制度に関しては、障がい者等の就職困難者の雇用につながる取り組みとして、行政の福祉化や人権尊重の視点を導入した総合評価入札制度は有効な手法であると認識していますが、本市の自治体規模ではその導入にあたり検討すべき事項もあることから、今後とも引き続き検討を行ってまいります。

また、本市委託契約先における最低賃金の取り扱いにつきましては、最低賃金法その他関係法令等の遵守を基本としております。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

「ワーク・ライフ・バランス憲章」等の趣旨につきましては、窓口・広報誌・ホームページ等の様々な媒体を活用し啓発に努めるとともに、商工会等関係機関と連携を図り、市内企業に対する周知徹底を図っていきたいと考えています。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

特徴ある産業の集積につきましては、「阪南市企業誘致促進条例」を活用し、引き続き阪南スカイタウン内特定業務用地への情報産業や研究開発型企業等（成長有望分野等）の誘致を進めていきたいと考えています。

また、中小・地場企業との結合を深める取り組みにつきましては、来年度本市商工会が実施する「阪南ものづくり展」に対し、10万円のものづくり支援事業育成補助金を交付する予定であり、さらなる中小製造業者の活性化及び企業間交流の促進を図っていきたいと考えています。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

本市では、現在「阪南市企業誘致促進条例」を制定し、阪南スカイタウンへの企業誘致活動を実施していますが、本年3月定例会において、条例の適用期間を延長する条例改正を上程する予定であり、今後も引き続き大阪府等との連携を強化し、さらなる企業誘致推進に取り組んでいきたいと考えています。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

年々充実が図られている大阪府融資制度の利用促進に努めるとともに、その拡充について大阪府に対し機会あるごとに要望していきたいと考えています。

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

建設工事や物品供給・役務提供等につきましては、地元企業育成の観点から、地元企業優先による競争入札を実施しているところです。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

中小企業の公正取引の確立に向けた下請二法・下請ガイドライン等のPRにつきましては、窓口・広報誌・ホームページ等の様々な媒体を活用し周知を図るとともに、商工会等関係機関と連携を図り、市内企業に対する啓発に努めていきたいと考えています。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

本市の行財政改革推進については、平成18年10月に策定した「第二次阪南市財政再建実施計画」を踏まえ、将来の世代に過度の負担を残さずに市民ニーズに柔軟に対応できる、持続可能な行財政運営システムの構築をめざし、様々な取り組みを進めてまいります。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

① 住民の安心・安全を最も重視すること。

(回答)

平成21年度予算については、自己責任で自己決定できる自立した財政基盤の確立を見据えつつ、「住民の安心・安全」をキーワードに編成を行ってまいります。

(2)－② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。

(回答)

雇用や労働については、現在の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、国から打ち出されたふるさと雇用再生基金事業と緊急雇用創出基金事業を活用し、雇用創出効果の高い事業の実施に取り組んでまいります。

(2)－③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。

(回答)

情報の公開については、市民の皆さんとの協働のもと分権型社会にふさわしい市政を推進するため、「情報公開条例」を活用した積極的な情報公開を進めてまいります。

(2)－④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(回答)

人材は人財であるとの考えのもと、限られた職員で効率的に行政運営を行うため、職員のやる気を喚起する人事管理に努めるとともに、市民サービスを向上するため職員の資質やスキルの向上に向けた人材の育成に取り組んでまいります。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

権限委譲など地方分権への対応については、市民の価値観がますます多様化するなか、自己責任で自己決定できる財政基盤を確立するとともに、職員の資質やスキルの向上を図り、本格的な地方分権時代に対応してまいりたいと考えております。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

地方税財源の充実確保に向けて、大阪府市長会の活動を中心に大阪府とも連携を進めつつ、あらゆる機会を捉え国に対して提言・要望を行ってまいります。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

地域医療連携体制につきましては、現在休日夜間急病診療所等の初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、高石市～岬町の病院群が協働連携し活動している泉州医療圏二次救急医療対策事業に本市も加盟しており、病院群輪番制病院運営事業と小児救急医療支援事業に補助金を拠出しています。休日診療としましては、泉佐野・熊取・田尻休日診療所に委託料の予算措置を行っております。

また、医師・看護師不足への対応につきましては、持続可能な病院運営を確立し、地域医療を守るため、今後も研究・検討を重ねてまいります。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

地域密着型サービス事業者につきましては、年1回自主点検表・集団指導を通して職員研修・健康診断状況・就業状況等を確認しているところです。また、大阪府指定事業者につきましては、大阪府と連携し適切な運用をお願いしてまいります。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障がい福祉サービスの利用控え等が生じないよう、今後も相談支援業務を強化するとともに、大阪府とも連携を密にして、引き続き障がい福祉施策を推進してまいります。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

昨今増加しているメンタルヘルス問題につきましては、専門医療機関や保健所及び関係機関と連携をとり、こころの健康や悩み相談に個別に対応しております。また、うつ病予防や自殺予防に関する広報・啓発を行っております。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

待機児童解消のために、公立保育所及び私立保育園と調整し、保護者も幅広く施設を選べ、待機児童が出ないようにしています。

(1)ー② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

近年の社会・経済情勢等の変化に伴い多様化する保育ニーズに対して、保育所が子育て支援の重要な役割を担うことから、より効率的かつ効果的に運営するため「公」「民」の役割分担を明らかにし協力協働していくことで、市民サービスの一層の質の向上を図るための検討を重ねてきたところです。働く保護者にとって延長保育が安心して受け入れてもらえる状況で、延長料金を払っても増えてきている状況です。

また、ファミリーサポートセンター事業も、心強い協力会員が増えてきています。

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりへの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

子育て支援センターにつきましては、本年度から実施主体を民間保育園から公立保育所内に移行しており、子育て支援の拠点として機能するよう、関係機関及び地域の子育て支援団体・ボランティア団体と連携のとれた子育て支援のさらなる推進に取り組んでまいります。

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

保育の質を低下させないためにも、研修を組むなど子どもに対する指導の徹底などを行い、保護者が安心して預けられ、保育士という専門知識を活かし保護者とともに共有できる子育てに取り組む保育士の質の向上に取り組んでいます。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

平成17年度を初年度として実施している小学校及び幼稚園の受付員配置事業は、今後も継続していきたいと考えています。なお具体的な内容に関しましては、現在の実施内容を基本として、大阪府の交付金制度の動向など資金面の確保も考慮しながら適宜検討を行い、学校園生活の安全確保の維持向上に努めていくこととしています。

児童の放課後対策につきましては、本市では市内11小学校すべてで学童保育を開設しています。留守家庭児童会は、小学校の空き教室等を利用し、国・府の補助金制度を活用し施設整備を行い事業運営に努めています。また、保護者の要望に応えるため、延長保育や長期休業期間中の早朝保育、月1回程度の土曜日の開会など、事業の充実に努めているところです。今後も、学童保育運営についての問題等を把握し、事業を推進してまいります。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

小学校におきまして、社会科の授業で「ものをつくる人びとのしごと」を学習し、校外学習で

地元の企業等の社会見学も実施しています。中学校におきまして、社会科の授業で労働関係法令の基礎知識に関わる学習をしています。また、35人学級編制については、平成21年度も小学校1・2年生で実施し、きめ細かい指導を行ってまいります。

「ものづくり教育」につきましては、中学校におきまして進路指導の一環として『進路説明会』を実施し、工科高校の教員を招き説明していただいております。このことにより生徒は「ものづくり」への興味関心を高めています。さらに、希望する生徒は工科高校等への体験入学に参加しています。今後も積極的な情報提供に努めていきます。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

社会問題となっております児童虐待につきましては、阪南市児童虐待防止ネットワークを中心に、関係団体をはじめ広く市民の皆さんの協力を得るとともに、大阪府岸和田子ども家庭センターと連携を図り児童虐待の防止に取り組むなど、機能強化を図っております。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

平成20年12月9日に「阪南市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援対策連絡会議設置要綱」を制定し、第1回庁内連絡会議を開催しました。また、別に設けた担当者会議で作成する「庁内DV対策マニュアル」を基に、大阪府と連携をとりつつ全庁的に被害者支援に取り組んでいきます。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

平成19年3月に策定された「阪南市男女共同参画プラン」に基づき、各課より選出された推進委員からなる推進委員会で毎年推進計画を作成し推進を図るとともに、その進捗状況について外部委員による推進会議に報告することにより、進行管理に努めています。

また、男女共同参画課長会議等に参加することにより大阪府との連携・協力を一層進めながら、

推進計画に取り組んでいきます。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

①について、地域の主要幹線である第二阪和国道の延伸事業に伴い、本市では、箱作駅前線・南山中丘陵線・貝掛丘陵線の路線整備を進めることにより、第二阪和国道と市内市街地を結ぶ道路網が市域全体にわたり構築され、市域で発生していました国道26号の慢性的な渋滞の解消を図ることができました。今後も、温室効果ガス削減につながるような渋滞解消策として広域的な道路ネットワークの形成・強化を図るため第二阪和国道の早期和歌山市延伸を働きかけていくとともに、市域で渋滞が発生している場合は渋滞の解消に向けて取り組んでまいります。

②について、温室効果ガス削減などの社会目標の達成のため、環境問題を意識し行動することや、自身の健康のために車利用を抑えるような社会行動をすること、つまりモビリティマネジメント（MM）を推進することを交通政策上の課題のひとつとして認識しております。一人でも多くの市民に主たる移動手段を車から公共交通（電車・バス）に転換していただけるように、MMを通して勧めていきます。

③の地球温暖化対策の啓発につきましては、広報誌にて特集掲載やパネル展示等の啓発活動を大阪府はじめ各種団体等の協力を得ながら機会があるごとに実施しております。今後もより実効性のある身近なことからの取り組みや地域の特性に応じた施策を、大阪府をはじめ市民・企業・NPO・労働組合など各種団体の協力を求め推進・啓発してまいりたいと考えております。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

本市におきましては、リサイクル率の向上を図るため、平成17年度より、可燃ごみ、粗大ごみ(不燃ごみ)、空缶・空き瓶、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、段ボール、その他雑紙、紙パック、廃乾電池の品目別収集を行い、平成19年度については、資源ごみの収集回数を

増やすとともに、新たに古着・古布を資源物として品目別に回収しております。

また、平成20年度より可燃ごみ・粗大ごみ（不燃ごみ）の有料化を実施し、市民理解のもとより一層ごみの分別が進み、可燃ごみの減量と資源ごみの増量が図られているところです。リサイクル率についても平成18年度16.2%を示し大阪府平均を上回っており、平成20年度以降のリサイクル率についてはさらに向上するものと期待しているところです。

食料廃棄物のバイオでの有効活用につきましては、市の指定管理者が行っている障害者通所授産施設において一部取り組んでいるところです。

今後につきましても、市民の理解を得ながらより一層分別収集に取り組み、循環型社会の構築に努めます。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

大規模災害に対する備えを強化するため、本市「地域防災計画」に基づき、避難場所を明記した防災マップの全戸配布をはじめ、防災ボランティア登録制度の創設、各種防災協定の締結、助成制度を活用した避難場所への誘導標識の計画的な設置など、災害予防対策・災害応急対策及び災害復旧対策等を総合的かつ計画的に取り組んでいるところです。

また土石流対策につきまして、府は、荒廃した山地及び溪流からの土砂流出や豪雨による土石流の災害から人家及び人命を守るため土石流対策事業を遂行し、市は事業遂行の促進に協力しています。土砂災害予防と人命の安全を目的とした緊急時の災害応急対策活動を円滑かつ効果的に実施するため、事前にこれらに関する施策を実施し警備体制の確立を図ります。

河川改修につきまして、市及び関係機関は、豪雨時の破堤や溢水等による氾濫による災害を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、河川等に関する水害予防対策の推進を図ります。海岸整備につきまして市は、人家等に被害等を及ぼす恐れがある箇所について、府が実施する海岸地域を高潮及び津波から防護するための整備事業に協力し、災害防止工事の促進を図ります。

一時避難場所となる小中学校施設及び幼稚園施設の耐震化につきましては、「阪南市小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画」及び「耐震化優先度調査」を基に、本市の財政状況等を勘案しつつ、早期に実施できるよう努めてまいります。また、住宅・建築物の耐震化の促進につきましては、本市「耐震改修促進計画」に基づき既存民間建築物耐震診断補助制度を創設し、耐震化の促進に努めているところでございます。

今後とも、市民の生命と財産を守るため、本市「地域防災計画」に基づき災害に強いまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、

治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

本市では、「安心・安全な生活」を確保するため、平成18年7月より市民部・生涯学習部・教育委員会・保健福祉部にて「青色防犯パトロール」を実施しているほか、阪南市安全なまちづくり推進協議会により、市役所各部課が連携し防犯対策に取り組んでいるところです。また、平成21年1月からは、泉南警察主導の泉南警察署治安総合対策連絡会により、警察と自治体が連携し地域の防犯対策に取り組んでいるところです。

子どもたちの登下校時の安全対策については、「子どもの安全見守り隊」「青色回転灯パトロール」「子ども110番」「スクールガードリーダー事業」等の施策を活用し取り組んできました。今後も、新たなボランティアを確保するため広報活動を継続していきます。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

泉州の特産農産物であります水ナス・タマネギにつきましては、全国ブランドとして定着しており、地元農水産物を加工した食文化が昔から泉州地域に引き継がれているところです。地元生産者の収入増をめざすため、食文化を通じて農水産物の高付加価値化を図る取り組みを考えていきます。

また、地産地消を推進するため、直販所の開設等生産者と住民との交流の場を提供することによる地元販路拡大の方策を、JA・漁業協同組合等と協議してまいります。

食料自給率や地産地消の目標設定につきましては、収穫・漁獲量等を勘案しながら今後検討していきます。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権侵害の被害者の救済に関する施策については、真に独立性・実効性・専門性を備えた人権救済機関・救済制度の確立を図るための早期の法律制定が求められています。

したがって、今後も大阪府・大阪府市長会・大阪府町村長会と連携しながら国に働きかけてまいりたいと考えています。

また、本市の「阪南市人権擁護に関する条例」に基づき、部落差別をはじめ女性・障がい者・在日外国人等の差別などあらゆる差別をなくし、人権が尊重される社会の実現に向け、差別意識解消のための人権啓発活動等を推進してまいります。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

毎年8月頃に、市役所玄関ロビーにて非核平和パネル展を開催しています。これに合わせ街頭啓発活動としてティッシュ配りを行っております。今後も平和の大切さについて考える契機を提供し、啓発に努めてまいります。